

(教育基本条例について)

そこでまず、教育について伺います。

このたび、市長は教育の維新も掲げておられますので、非常に期待しております。吹田新選会は過去4年間、ひたすら吹田の教育の充実を訴えてきました。全国に類を見ない文教都市をつかって、10年先、20年先に日本を牽引する人材をこのまちから輩出したいという思いが我々にはあります。

そんな思いを条例にしていきたいと考えておりましたのに、前市長からは子育て・教育基本条例なるものが提案され、それは今までの教育方針を明文化するだけのものであり、また子どもの権利条約にかかわるような趣旨違いの文言がありましたので、会派として全力で反対したものであります。

今、日本全体に求められているのは教育方針の変更にほかならず、それは教育委員会のあり方や教育行政全体のあり方を見直すものでなければならぬはずで、ともすれば、今日本社会の中核にいらっしゃる50代、60代の皆さんが学校で受けてきた教育を全面的に否定するものになるかもしれません。それは、その世代の皆さんには受け入れがたいことかもしれませんが、不登校、ニート、ひきこもり、発達障がい、生活保護の受給者の増大、若年自殺、児童虐待、親子間の殺人など一昔前では考えられなかったことがどんどんふえてきている現実を認めないわけにはいきません。これは明らかに日本人の心がおかしくなっていることにほかならず、それは心を育てる教育に問題があったことの帰結です。そろそろこの現実を認め、タブーを破る勇氣ある教育改革が必要ではないでしょうか。

そう考えているところに、市長が顧問を務めておられる大阪維新の会から全国でも類を見ない教育基本条例が提案されました。もちろん、顧問であられる市長もこの条例案の策定には参画されたとは思いますが、この条例案を大阪維新の会が策定された意図とねらいについて市長のお考えをお聞かせください。

また、この先、吹田でも今回の大阪維新の会のものに倣った教育基本条例を提案されるおつもりがあるかどうか、市長の方針をお聞かせください。

市長答弁

まず、大阪維新の会による教育基本条例案についてでございますが、私は市長の職務に専念しており、この条例案の策定にはかかわっておりません。また、本市において同様の条例が必要であるかどうかについては、大阪府の条例が制定されれば府費負担の職員、学校の先生については適用されるものであると考えており、今の時点で同様の条例が必要であるとは考えておりません。